

# 森林ボランティア保険

統合賠償責任保険(基本特約Ⅰ施設業務危険補償、基本特約Ⅱ生産物完成引渡危険補償、基本特約Ⅲ保管財物危険補償)、

普通傷害保険(行事参加者の傷害危険補償特約、往復途上傷害危険補償特約付)、国内旅行傷害保険

平成29年度版

保険期間 平成29年7月1日午前0時から平成30年6月30日午後12時まで  
(賠償責任保険は平成29年7月1日午後4時から平成30年7月1日午後4時まで)

チェーンソー等の動力を使用する  
場合や活動日ごとに加入する保険です。

※お客さまのご意向に合致している場合は、このパンフレット・加入申込書等の内容をご確認ください。

(登録先)

特定非営利活動法人 日本森林ボランティア協会

〒530-0013 大阪市北区茶屋町2-30 TEL 06-6376-8255

(引受保険会社)

日新火災海上保険株式会社 関西第1事業部大阪第1サービス支店

〒550-0017 大阪市北区角田町8-1 梅田阪急オフィスタワー19階

TEL 06-6312-9811 FAX 06-6312-9813

(取扱代理店)

株式会社 甲南保険センター

〒550-0002 大阪市西区江戸堀1-10-8 パシフィックマークス肥後橋2階

TEL 06-6441-0800 FAX 06-6441-0972

# 森林ボランティア保険のご案内

## 1. この保険の主旨

この保険は『特定非営利活動法人 日本森林ボランティア協会』（以下「協会」といいます。）にご登録された団体の皆様に限りお申込みいただける保険です。

したがいまして、協会にご登録いただき、申込みされた団体（以下「団体」といいます。）が、森林ボランティア活動を行うことによって偶然に生じた事故に対応するものです。

### ①保険契約者

この保険は「特定非営利活動法人日本森林ボランティア協会」を契約者とする団体契約です。保険証券を請求する権利、保険契約を解約する権利等は協会が有します。

### ②被保険者（保険の対象となる方）

「当協会、および協会にご登録いただいでいて、お申込みされた団体」となります。

**ただし、職業または職務として参加するボランティア活動を行う方は加入対象となりませんのでご注意ください。**

## 2. 補償内容

①統合賠償責任保険（賠償責任保険普通保険約款＋統合賠償責任保険特別約款＋基本特約Ⅰ施設業務危険補償＋基本特約Ⅱ生産物完成引渡危険補償＋基本特約Ⅲ保管財物危険補償）

②普通傷害保険（行事参加者の傷害危険補償特約、往復途上傷害危険補償特約（行事参加者用）付）＋国内旅行傷害保険

### ① 損害賠償責任事故

ボランティア活動を行うにあたり、第三者の身体や財物に損害を生じさせた場合において、団体等の管理、監督、指導、引率上の不備またはミスにより法律上の損害賠償責任を負ったとき、または第三者から預かった物をこわしたことにより法律上の損害賠償責任を負った場合に被る損害を補償します。

例として

- 参加者が、誤って近くにいた他の参加者にケガをさせたことについて団体の指導責任が問われた。
- 団体責任者やインストラクターの指示または指導上に不備があり、参加者の一人がケガをした。
- 団体等がボランティア向けにリースまたはレンタル業者から借用、使用中の器材等の管理が悪く、壊してしまった。
- 団体の責任者が準備した食材で作った食べ物が原因で参加者が食中毒にかかった。 など

上記の場合、次の保険金をお支払いします。

●法律上の損害賠償金：被保険者が被害者への賠償責務の弁済のために支払う金額

●損害発生拡大防止費用：

事故が発生した時に法律上の賠償損害の発生または拡大の防止のために支出した必要または有益な費用

●権利の保全行使手続費用：

他人に損害賠償の請求をすることができる場合に、その権利の保全または行使に必要な手続をするために要した費用

●応急手当等の緊急措置費用：応急手当、護送その他緊急措置をとるために必要であった費用

●争訟費用：訴訟、仲裁、和解または調停等に要した費用

●保険会社への協力費用：日新火災の求めに応じ、被保険者が協力するために要した費用

### ② 傷害事故

ボランティア活動に参加中の被保険者自身が急激かつ偶然な外来の事故により、ケガまたは死亡された場合に被った傷害を補償します（自宅からボランティア活動の場所までの通常の経路における往復途上の事故も補償されます。ただし、活動に参加する前に参加者の名簿を備え付けていただく事、活動日・活動場所が計画表等で確定している事が条件となります。）。

例として

- 参加者が誤って、チェーンソーで手を切った。 ・山道で転倒し足を骨折した。
- ボランティアに向かう途上、交通事故にあつてケガをした。 など

上記の場合、次の保険金をお支払いします。

●死亡保険金

ケガ(事故)の日からその日を含めて180日以内に、そのケガが原因で死亡した場合…死亡・後遺障害保険金額の全額

●後遺障害保険金

ケガ(事故)の日からその日を含めて180日以内に、そのケガが原因で後遺障害が生じた場合…後遺障害の程度に応じて死亡・後遺障害保険金額の4%～100%の額

●入院保険金

ケガ(事故)の日からその日を含めて180日以内に、そのケガが原因で入院した場合

…入院の日数に対して180日を限度として、入院1日につき入院保険金日額。ただし、事故の日からその日を含めて180日を経過した後の期間に対しては入院保険金はお支払いできません。

●手術保険金

ケガ(事故)の日からその日を含めて180日以内にそのケガの治療のために所定の手術を受けたとき。ただし、事故の日からその日を含めて180日以内の手術1回に限ります。

…①入院中に受けた手術の場合には、入院保険金日額×10倍の額

②上記①以外の手術の場合には、入院保険金日額×5倍の額

●通院保険金

ケガ(事故)の日からその日を含めて180日以内に、そのケガが原因で通院(往診を含みます。)した場合

…通院の日数に対して90日を限度として、通院1日につき通院保険金日額。ただし、事故の日からその日を含めて180日を経過した後の期間に対しては通院保険金はお支払いできません。

※死亡保険金、後遺障害保険金は、合計して保険期間を通じ、死亡・後遺障害保険金額が限度となります。

### 3. ご契約タイプと保険料

保険期間：平成29年7月1日午前0時から平成30年6月30日午後12時まで  
(賠償責任保険は平成29年7月1日午後4時から平成30年7月1日午後4時まで)

補償内容		Aタイプ	Bタイプ	Cタイプ	
賠償責任	基本特約Ⅰ (施設業務危険補償)	対人賠償支払限度額	1名 1億円限度 / 1事故 3億円限度 (自己負担額:なし)		
		対物賠償支払限度額	1事故 500万円限度 (自己負担額:なし)		
	基本特約Ⅱ (生産物完成引渡危険補償)	対人賠償支払限度額	1名 1億円限度 / 1事故・期間中 3億円限度 (自己負担額:なし)		
		対物賠償支払限度額	1事故・期間中 500万円限度 (自己負担額:なし)		
基本特約Ⅲ (保管財物危険補償)	保管財物賠償支払限度額	1事故・期間中 300万円限度 (自己負担額:5,000円)			
傷害 (1名あたり)	死亡・後遺障害保険金額		1,000万円	2,000万円	3,000万円
	入院保険金日額(1日につき)		5,000円	10,000円	10,000円
	通院保険金日額(1日につき)		3,000円	5,000円	5,000円
1名あたりの保険料	日帰り	動力(注1)を使用せず、 20名以上の場合(注2)	84円	132円	163円
		20名未満の場合または 動力(注1)使用の場合(注2) <1泊2日の場合も含まれます。>	449円	774円	927円
	宿泊	3泊4日まで(注2)	529円	923円	1,110円
		6泊7日まで(注2)	614円	1,082円	1,311円

(注1):動力とはチェーンソー、草刈機、芝刈機等をいいます。以下同様とします。上記以外の条件ではご加入頂けませんのでご了承ください。

(注2):人数により保険料が変更となる場合があります。

\* 下記のご契約の場合はご報告の際に、必ず参加者の名簿を一緒に添付してください。

①日帰り活動で20名未満の場合 ②動力を使用される場合 ③宿泊を伴う活動の場合

### 4. ご加入方法

- お申込方法 (平成29年6月2日(金)までに、FAXと暫定保険料のお振込みをお願いします。)  
1年間の活動予定に対して、ご契約タイプと年間予定延べ人数をもとに計算したうえで、別紙1の「加入申込書兼 年間暫定保険料申告書」を協会に郵送ください。合わせて写しとして(株)甲南保険センターにFAX(06-6441-0972)をお願いいたします。合計額は次項の協会口座へお振込みください(振込先は裏面をご参照ください。)
- 年間スケジュール表の作成 (初回は平成29年6月2日(金)までに、上記1. と同時にお願います。)  
別紙2の活動予定表にて年間スケジュールを郵送ならびにFAXしてください(既作成の予定表でも構いません)。年間スケジュールがおわかりにならない場合は、翌月の活動予定日をお知らせください。  
活動実施日前までにお申込みのないものについては、保険の対象となりませんのでご注意ください。活動予定がある場合について必ずお申込みいただき、お申込み漏れのないようご注意ください。
- 活動報告および事故の通知について  
毎月の活動終了後、**翌月10日までに** 1か月分の活動実績を別紙3の「活動実績報告書」にて、協会(mori@npomori.jp)と甲南保険センター(sinbo@konan-ins.co.jp)へメールにてご通知いただくか、または協会へ郵送いただき、(株)甲南保険センターにFAX(06-6441-0972)をお願いいたします。  
また、事故があった場合は、事故の日から30日以内にご連絡をお願いします。事故報告の遅延または報告漏れがあった場合には、保険金のお支払いが遅れたり、保険での対応ができないことがありますので、くれぐれもご報告漏れのない様をお願いします。
- 確定精算について  
お申込み時にいただきました暫定保険料について、引受期間内に実際に行った「活動実績報告書」(毎月報告分)の集計に基づき、保険期間終了後、保険料の精算を行い返還または請求をさせていただきます。

## 5. ご加入についてのご注意(日本森林ボランティア協会様のご登録について)

この保険は協会に登録された団体しかご利用いただけません。ご加入団体が協会を脱退された場合、および協会の資格を失った場合等、協会の登録からはずれた場合は、森林ボランティア保険契約から脱退して頂く事になりますので、必ず契約者を通じて取扱代理店または日新火災へご連絡ください。

## 6. 保険料のお振込先

- お振込みは下記口座となりますので **お申込みの団体名でお振込みをお願いします。**  
**振込用紙の依頼人名の前に、こちらからお渡しする団体コードを必ずご記入ください。**  
団体名以外でお振込みいただきますと、入金の確認ができない場合がございます。

[ お 振 込 先 ]

三井住友銀行 南森町支店 普通預金 1511903  
口座名義 特定非営利活動法人 日本森林ボランティア協会 理事長 滝口 敏行

## 7. 保険金をお支払いできない主な場合

### ① 損害賠償責任事故

- ・ 保険契約者、被保険者またはこれらの方の法定代理人の故意による事故
- ・ 航空機、自動車(原動機付自転車を含みます。)の所有、使用または管理に起因する事故
- ・ 被保険者と同居する親族の身体の障害またはこれらの方が所有、使用または管理する財物の損壊に起因する損害賠償責任
- ・ 地震、噴火、津波、洪水または高潮、戦争、内乱等 ・ ボランティア活動以外で生じた事故
- ・ 被保険者の占有を離れた商品または被保険者の占有を離れ施設外にあるその他の財物に起因する事故(但し、被保険者が提供した飲食物等に起因して生じた事故を除く) ・ 仕事の終了の後に仕事の結果に起因する事故(但し、被保険者が提供した飲食物等に起因して生じた事故を除く) など

### ② 傷害事故

- ・ 活動参加者または保険金受取人の故意または重大な過失によるケガ(事故)
- ・ 活動参加者の自殺行為、犯罪行為、闘争行為によるケガ(事故) ・ 活動参加者の脳疾患、疾病、心神喪失によるケガ(事故)
- ・ 活動参加者の無資格運転、酒気帯り運転によるケガ(事故) ・ 地震もしくは噴火またはこれらによる津波、戦争、内乱等 など

## 8. 事故が起きた場合のお手続き

### ●事故の通知について

(1) ボランティア活動中に、この保険で補償される事故が生じた場合には、次の事項を遅滞なく(傷害事故の場合は事故の発生の日から30日以内に)取扱代理店または日新火災へご連絡ください。

①事故の状況、被害者の住所、氏名 ②事故発生日時、事故場所 ③損害賠償の請求を受けた場合はその内容

(2) 次の順序に従って処理を進めてください。

- ①別紙4の事故発生通知書兼証明書にご記入のうえ、(株)甲南保険センターFAXまたはお電話で遅滞なく(傷害事故の場合は事故の発生の日から30日以内にご報告ください。この際、参加者の名簿のご提出が必要となります。
- ②保険金請求に必要な書類のご案内をお送りいたします。
- ③お送りした必要書類にご記入、お取り揃えのうえ、(株)甲南保険センターへご返送ください。
- ④ご返送いただいた書類を(株)甲南保険センターと日新火災海上保険株式会社で確認いたします。
- ⑤おケガをされた方に直接保険金をお支払いします。

## 9. その他(ご注意点など)

○このチラシはごく簡単な説明を記載したものです。詳細につきましては、国内旅行傷害保険、レクリエーション傷害保険、ビジサボ(統合賠償責任保険)の各パンフレットをご参照いただくか、取扱代理店または日新火災にお問い合わせください。

○統合賠償責任保険には次の特約がセットされています。

事故対応費用補償特約(基本特約Ⅰ用)、被害者治療費等補償特約(基本特約Ⅰ用)、記名被保険者交差責任補償特約(基本特約Ⅰ用)、事故対応費用補償特約(基本特約Ⅱ用)、事故対応費用補償特約(基本特約Ⅲ用)、詐取対象外特約、森林ボランティア 保険特約(賠償責任保険)、業務外個人行為補償特約(日本森林ボランティア協会用)、記名被保険者交差責任補償特約(基本特約Ⅱ用)

○この保険には、保険会社が被害者との示談交渉を行う「示談交渉サービス」はございません。したがって、賠償をしなければならないと思われる事故が発生した場合、事故の処理についてご相談ください。日新火災からの助言に基づき、お客さまご自身が被害者の方との示談交渉をすすめていただくこととなります。またあらかじめ日新火災の承認を得ず被害者との示談金や賠償金の合意をされた場合には、その一部または全部について保険金をお支払いできないことがありますのでご注意ください。

○ご加入時およびご加入後に、特にご注意いただきたい事項を、「重要事項説明書」に記載しておりますのでご確認ください。

○日新火災はお預かりしたお客さまの個人情報を、適切に取り扱うとともにその安全管理に努めております。重要事項説明書に記載の「お客さま情報の取扱いについて」をご確認ください。

保険の内容・事故に関する連絡先(取扱代理店)

株 式 会 社 甲 南 保 険 セ ン タ ー  
〒550-0002 大阪市西区江戸堀1-10-8 パシフィックマークス肥後橋2階  
TEL 06-6441-0800 FAX 06-6441-0972

引 受 保 険 会 社

日新火災海上保険株式会社 関西第1事業部大阪第1サービス支店  
〒530-0017 大阪市北区角田町 8-1 梅田阪急オフィスタワー19階  
TEL 06-6312-9811 FAX 06-6312-9813